

交	00	01	5年
(令和10年3月末まで保存)			

交 企 第 3 8 6 号
令 和 5 年 3 月 7 日

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

審査基準等の改定について

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）及び道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第67号。以下「改正府令」という。）の規定により、歩行補助車等及び身体障害者用の車に関する規定が整備され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、改正府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の規定に基づく原動機を用いる乳母車及び身体障害者用の車について警察署長が行う確認に係る審査基準等を改定し、同日から運用することとしたので通知する。

なお、「審査基準の改定について」（令和元年11月19日付け交企第384号）は同日をもって廃止する。

交通企画課交通部企画係

審 査 基 準

令和5年3月7日作成

法 令 名：道路交通法施行規則
根 拠 条 項：第1条第2項第1号
処 分 の 概 要：乳母車の確認
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： 申請に係る乳母車を特定の方法により通行させることが他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることにつき確認するもの。確認を行う場合の具体例としては ① 経路が特定されており、申請に係る乳母車の大きさに照らして、当該経路（歩道等）が十分な幅員を有している場合（なお、経路の一部の幅員が十分と言えない場合でも、短距離であるなど、他の歩行者の通行を妨げるおそれがあるとまでは言えない場合も確認を行う。）。 ② 特定した経路中に見通しの悪い交差点等があり、乳母車の後方で操作する場合に他の歩行者との衝突等の危険が生じる可能性がある場合でも、適切な安全措置（乳母車の前方に成人を配置し、歩行者に注意しながら通行するなど）をとる場合 等である。 なお、 ○ 上記①、②等の検討を行うに当たっては、主な使用時間帯における当該経路の交通量を考慮すること。 ○ 上記①、②等を満たす複数の経路を同時に確認してもよい。
標 準 処 理 期 間： 7日
申 請 先： 申請書は、通行の場所を管轄する警察署の交通課（係）窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先： 青森県警察本部交通部交通企画課 （電話 017-723-4211） 各警察署交通課
備 考：

審 査 基 準

令和5年3月7日作成

法 令 名：道路交通法施行規則
根 拠 条 項：第1条の5第2項
処 分 の 概 要：身体障害者用の車の確認
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： 警察署長の確認が行われることとなる具体例は、 ○ 身体の障害により下肢が曲がらないため、それを支える器具を身体障害者用の車に取り付ける必要が生じ、結果として長さの基準を超えてしまった場合 ○ 頸椎に障害があり、頭部を支えるための枕を身体障害者用の車に取り付ける必要が生じ、結果として高さの基準を超えてしまった場合 ○ 一方の下肢は障害により動かすことができないが、他方の下肢は動かすことができる。その下肢を退化させないために、長さの基準を超える足漕ぎ式人力併用型の身体障害者用の車を使用する場合 等である。
標 準 処 理 期 間： 5日
申 請 先： 申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の交通課(係)窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先： 警察本部交通部交通企画課（017-723-4211） 各警察署の交通課
備 考：